

事業復興型雇用創出事業の拡充

平成25年度補正予算
448億円

○ 被災地で安定的な雇用を創出するため、「雇用復興推進事業」を創設し、産業政策と一体となった雇用面での支援を行っているが、被災地では土地のかさ上げに時間を要するなど、企業の施設整備等を含め、本格的な雇用復興にはなお時間を要する状況にある。

○ このため、産業政策と一体となった雇用面の支援である「事業復興型雇用創出事業」について、基金の積み増し・実施期間の延長を行う。

【事業規模】

平成23年度3次補正 1,510億円

平成25年度補正 448億円

【事業実施期間】

平成25年度までの事業開始（平成28年度末まで）
→平成26年度までの事業開始（平成29年度末まで）

☆ 事業復興型雇用創出事業

補正内容

○基金の積み増し額：448億円

○事業実施期間の延長：平成25年度末まで → 平成26年度末まで

○対象地域：青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉
→ 青森、岩手、宮城、福島、茨城に縮小

【事業の概要】 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業を実施する事業所で被災者を雇用する場合に、産業政策と一体となって、雇用面から支援を行う。

【対象事業所】 被災県の災害救助法適用地域に所在する事業所であって、以下のいずれかに該当する事業を実施する事業所（①の事業を優先的に採用）

- ① 国や地方自治体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象にするもの。）の対象となっている事業
- ② ①以外の事業で、「産業政策と一体となった雇用支援」と自治体が認める事業

【対象者】 被災求職者

【助成内容】 以下の要件の下、国が示す目安を参考にしつつ、自治体が独自に設定

〈要件〉

- ・1事業所につき1億円を上限
- ・支給額は段階的に減らす仕組みとする
- ・②の場合、再雇用者の助成額は減額する

〈目安〉

- ・1人当たりの助成額225万円（3年間）
（1年目：120万円、2年目：70万円、3年目：35万円）※短時間労働者は110万円（3年間）

